

# GLOBE

グローブ 2024年10月

119



(公財) 世界人権問題研究センター

# 平和祈念碑

—乙訓唯一の空襲の記憶—



JR 京都線・長岡京駅の東口広場に静かに佇む煙突があります。「平和祈念碑」として建てられたものです。

太平洋戦争終結間近の1945年7月19日、米軍の戦闘機が天王山方面から飛来（南方面から北上）し、神足地区の工場や民家を攻撃しました。京都乙訓（おとくに）地域唯一の空襲は「神足（こうたり）空襲」と呼ばれています。この空襲では1名が死亡し、5名が怪我をしたといえます。

長岡京駅の東側にはいくつもの工場が立ち並んでいますが、当時も、新工業地域になっていました。そのひとつ、日本輸送機の工場では大日本帝国政府から命令を受け、人間魚雷「回天」の部品を製造していたと言われていました。米軍がその工場で作っているものを把握していたのかどうかはあきらかにはなっていませんが、20メートルほどの高さの煙突は空からも視認しやすく、攻撃目標となったのではないかと推測されています。銃弾の跡が残った煙突は残されていましたが、倒壊の危険から1987年に取り壊された後、1989年7月19日に建立された「平和祈念碑」としてあらたな役割を担い続けています。

被害の歴史だけではなく、この地域でも新神足村国防婦人会の設立（1934年）や全村民による長岡天神への戦争完遂祈願（1943年）など戦争への加担の現実もあわせて、記憶し続けていく必要があります。長岡京市のホームページにはバーチャル祈念館も設置されているので、ぜひ、訪れてみてください。

<https://www.city.nagaokakyo.lg.jp/0000012548.html>

# GLOBE

GLOBE No. 119 2024.10 目次

グラビア	平和祈念碑―乙訓唯一の空襲の記憶―……………	(表紙裏)
連載	新・世界の人権はいま ―普遍的定期審査の現場から―(その九)……………	坂元 茂樹 2
特別寄稿	人権問題としての気候変動……………	浅岡 美恵 4
外部寄稿	「京都府犯罪のない安心」 安全なまちづくり計画」の改定 ―一人ひとりの「こころ」がつながる安心・ 安全なまちづくりを―……………	高橋 香織 8
エキスパート コメント	新地開発について考える……………	小林 丈広 10
研究報告	総務省における偽情報対策等に関する 議論のレビュー……………	上本 翔大 14
研究報告	消えた全国水平社創立大会発言者 吉崎民之輔研究メモ……………	山内 政夫 16
研究報告	「いじめ」は日本でも 国際社会においても大きな課題……………	有江ディアナ 18
研究報告	大学におけるダイバーシティ推進とSOGI……………	新ヶ江章友 20
研究報告	企業による人権保障の発展プロセス……………	井上 良子 22
シリーズ	京都市立芸術大学……………	(裏表紙裏)

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。  
■表紙のテーマ「表現することで私になれる」、作品名「無題」  
■「天才アート KYOTO」(特定非営利活動法人障害者芸術推進研究機構) 提供 石原 寛子 1999年生まれ

## 新・世界の人権はいま

―普遍的定期審査の現場から―（その九）



研究センター理事長・所長

坂元 茂樹

中国は、第三回普遍的定期審査（UPR）に際して提出した政府報告書において、「中国の特徴をもった人権の概念と理論的体系」と題して、「世界において人権の発展に何ら普遍的な道は存在しない。各国の経済的及び社会的発展における重要な要素として、人権の大義はその国の人民の国内状況と必要性に基づいて促進されなければならない」と述べるとともに、「中国は、人権の政治化と『二重基準』に反対し、国際的な公正と正義を支持する。中国は、平等及び相互尊重に基づいて国際人権の交流と協力を擁護する。そして、途上国が関心をもつ社会権と発展の権利に一段と重要性を付与する」と述べて、人権の発展において欧米諸国が

唯一のモデルとはならないとの考えを示した。

こうした中国の考え方は、一九九三年の第二回世界人権会議の際にも示された。中国代表は、「人権の概念は、歴史的発展の産物である。それは、特定の社会的、政治的及び経済的状况、並びに特定の歴史、文化及びその国の価値と密接に結びついている。異なる歴史的段階は、異なる人権の要求をもつ。異なる発展段階にある国又は異なる歴史的伝統及び文化的背景をもつ国は、人権に関して異なる理解及び実行を行っている。したがって、特定の国の人権基準及びモデルを唯一固有のものとし、すべての国にそれらに従うことを要求することはできない」と述べ、人権の普遍性と欧米モデルに異議を唱えていた。

もっとも、第二回世界人権会議で採択されたウィーン宣言は、「すべての人権は、普遍的であり、不可分かつ相互依存적であって相互に連関している。国際社会は、公平かつ平等な方法で、同じ基礎に基づき、同一の強調をもって、人権を全地球的に扱わなければならない。国家的及び地域的独自の意義、並びに多様な歴史的、文化的及び宗教的背景を考慮に入れなければならないが、すべての人権及び基本的自由を助長し保護することは、政治的、経済的及び文化的な体制のいか

んを問わず、国家の義務である」(五項)という結論を採択した。人権の普遍性を承認し、社会権も自由権も相互に連関しており、同一の強調をもって扱わなければならないとした。中国の政府報告書がいうような「社会権と発展の権利に一段と重要性を付与する」ことが望まれているわけではない。しかし、こうした中国の態度は、途上国によって支持されている。

中国の第三回UPRの事前質問において、二〇カ国の途上国が社会権に関する事前質問を行なった。そこでは、「すでに中国は、発展の権利の実施で数多くの成果を上げている。中国は、関連する経験を我々と共有してもらえないだろうか」(パキスタン)、「提案や提言を行なう方法として簡単に便利なインターネットによる申請を、現在、中国国民がどのようにして行なっているのかについての優れた実践と経験を共有させてもらえないだろうか」(ボリビア)、「中国は、貧困削減教育で目覚ましい成果を上げている。この点について、中国は、その経験の一部を我々に説明し、我々に共有させてもらえないだろうか」(キューバ)、「中国は、社会保障制度の整備と改善でめざましい成果を上げているが、社会保障の適用範囲拡大における経験を我々と共有してもらえないだろうか」(ベトナム)といった中国

モデルを手本にしたいという途上国の事前質問であふれていた。

事前質問で、英国やオランダが、「中国政府は、新疆ウイグル自治区に関して、人種差別撤廃委員会による勧告をいつ履行するのか。具体的には、いつ、違法に訴追され、裁判にかけられ、有罪を宣告された個人の超法規的な抑留施設への抑留という実行をやめ、こうした状況で抑留されている個人を直ちに釈放するのか」という自由権に関する事前質問を行なったのと同好対照をなしている。

なお、人種差別撤廃委員会は、二〇一八年、中国の第一四一七回定期報告書審査の総括所見において、テロリズムと宗教的過激主義を阻止するとの口実の下に、新疆ウイグル自治区で多数のウイグル族及び他のイスラム少数民族が外部と連絡を絶たれて長期間収容され、超法規的な抑留施設で適法な刑事犯罪の起訴や裁判、宣告なしに個人を抑留する実行を停止すること、直ちにこうした状況下で抑留されている人々を解放し、違法に抑留されている人々に救済を求めることを許すよう」(四〇項・四一項)勧告していた。中国の第三回UPRでは、このように欧米諸国と途上国による中国の人権状況の評価の深刻な亀裂が明らかになった。



## 人権問題としての気候変動

研究センター監事

弁護士

浅岡 美恵

### 国連事務総長の鬼気迫る要請

人の生命、健康や安全なくらし、生活の質、自由や尊厳などが護られるべき人権であることは誰もが認めるところですが、それが認識される場面には時代が反映されるものです。近年、地球環境の持続可能性が危ぶまれるようになり、気候変動の文脈でも人権が重要なテーマとなってきました。今夏の暑さに誰もが生命の危険を感じたことでしょうか。

グテレス国連事務総長は、気候変動に対して、今何をなすべきかを最もよく理解している一人です。今年六

月五日には化石燃料業界の広告禁止を、メディアにも広告掲載の中止を求めました。七月二十五日、世界の最高気温の記録が同月二二日に更新されたことを受けて、「異常な暑さは新たなアブノーマル（非常態）」と述べ、四つの行動を要請しました。①最も脆弱な立場に置かれた人々を保護すること、②労働者の保護の強化、③データと科学を用いて、経済と社会のレジリエンスを強化、そして、④全ての根源である化石燃料への依存を続け対策をとらない国に、速やかに、そして公正に、化石燃料の使用を段階的に廃止することです。企業や自治体にも一・五℃目標に沿った同様の移行計画の策定を求めました。温暖化問題は誰も「足下に火がついている」問題だからです<sup>1</sup>。

### 気候危機回避のための司法の役割

国連の科学者によるIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の警告を受けて、UNFCCCOP（気候変動枠組条約締約国会議）二二（二〇一五年）でパリ協定が採択され、COP二六（二〇二一年）で世界は平均気温の上昇を産業革命前から一・五℃に抑えることを合意しました。

二〇一三年に世界の平均気温の上昇がCO<sub>2</sub>の歴史的累積排出量とほぼ比例関係にあることが明らかにされました。二〇二〇年時点で約一・一℃上昇しており、一・五℃に抑えるために今後排出できる量は、世界全体の現在の排出量の一〇年分を切りました。これを残余のカーボンバジェットといい、この間に化石燃料依存の経済から脱炭素時代へと産業構造を転換しなければなりません。資源や食糧問題にも影響し、国際競争力に直結します。国際協調が不可欠なのですが、パリ協定では各国の目標設定や国内対応は各国に委ねられており、各国の目標を足し合わせても一・五℃目標には程遠いのが実情です。グテーレス事務総長が野心の引上げを度々要請しているのもそのためです。

そこで、新たな動きとして登場したのが、目標の引上げや対策の強化を求める訴訟です。科学の警告を受け止めた国際社会の合意と整合する排出削減は今日の公序であり、これは法的義務との訴えです。人権の最後の砦である裁判所も気候危機を回避する役割を負うとして、二〇一九年にはオランダ最高裁判所が国に削減目標の引上げを命じ、二〇二二年にドイツの憲法裁判所が気候変動法の目標引き上げを命じたことは既に報告しました

(グロープ一一〇号)。今年八月二十九日、韓国憲法裁判所も、韓国気候変動法に二〇三一年以降の削減目標がないのは違憲としました。そのカギを握るのは、気候変動は人権にかかる問題との認識です。

#### 欧州人権裁判所の新判例

二〇二四年四月に、欧州人権裁判所が気候変動についての初めての判決を出しました。スイスの高齢女性たちと「気候保護のためのシニア女性の会」(KlimaSeniorinnen Schweiz)が、スイス国内の裁判所で訴えが認められなかったために、提訴していたものです。

欧州人権条約には国家が尊重すべき人権として、二条(生命、健康に関する権利)と八条(個人の生活及び家庭生活の尊重)がおかれています。日本は加盟国ではありませんが、どの国にもおおよそ似た規定があります。争点は、気候変動による健康や生活の質に対する脅威がこれらにあたるのか、その侵害から保護される権利が人々にあるか、裏を返せば、国に気候変動による脅威から市民を保護する義務があるのかが問われた裁判でした。欧州人権裁判所は、気候変動による影響は条約八条の侵害であり、「気候変動による深刻な悪影響から効果

的に保護される「権利」を個人の権利として認めました。

地球規模の気候変動の文脈では、国家の行為や不作為と個人が受ける気候変動の被害との関係は、これまでの公害被害と違って「より希薄で間接的」ですが、排出源と被害者との場所的、時間的近接性は意味がありません。重要なのは排出量のみです。

排出量の多い国も、どの企業も、一国、一企業だけでなく地球規模の温暖化を止めることはできません。しかし、そのことが理由で責任を負わないとなれば、誰も気候変動に責任を負わないことになります。スイスの排出量は世界六四位で、世界の〇・一％に過ぎませんが、オランダ最高裁と同様に、世界のコンセンサスである水準での応分の排出削減は国の義務であるとして削減目標の引上げを命じました。オランダ最高裁判決やドイツ連邦憲法裁判所の決定でも残余のカーボンバジェットに言及しています。今回は国の義務の内容を規定する文脈で、より具体的に語られています。

こうして、欧州人権裁判所は気候変動対策として国のあるべき措置を具体的に示し、スイス政府の対応は、特に二〇二五年から二〇三〇年までの規制が未整備であること、カーボンバジェットを定量化するなどによる削減

目標の設定が行われていないこと、スイスが目標を達成するための具体的な措置を示していなかったこと、過去に温室効果ガス排出削減目標を達成していないことを挙げて、「重大な欠落」があるとしたものです。日本の気候変動対策にも、ほぼこの指摘があてはまります。

他方で、個人の保護には緊急性が必要とし、具体的には、申立の趣旨と範囲、気候変動による悪影響の時間の経過による現実性、可能性、申立人の健康、幸福や有害な影響の規模と期間、リスクの範囲、脆弱性の性質などが考慮されるとしています。この条件は厳しくも見えますが、その一方で、気候変動が人類共通の関心事であり、若者世代がより深刻な影響を受け、世代間の負担の分担が特に重要視されているこの文脈においては、気候変動に取り組む環境団体に気候変動の影響を受ける個人を代表して行動する役割を認められるとしました。日本では、環境団体に訴権が与えられていません。日本はこの点でも大きく遅れをとっています。

### ビジネスと人権に関する国連指導原則と気候変動

今回の判決は条約加盟国が対象ですが、企業の人権尊重義務も変化してきています。ビジネスと人権に関する

国連指導原則でビジネスに求められている人権尊重の義務の対象も、被用者との関係に留まりません。NGOがオランダ民法不法行為法に基づいて、シエルグループに対し二〇三〇年の排出削減の強化を求めていた訴訟で、二〇二二年六月、オランダハーグ地方裁判所は、二〇三〇年までに二〇一九年比で四五%削減を命じました。

事業活動においても、既に多くの国で大規模排出企業に排出上限を設定した国内排出量取引が導入され、炭素税の強化など規制的措置も強化されてきています。さらに、発電事業者や化石燃料業界など排出量が多く気候変動への影響の大きいセクターは、国と同じように、科学的根拠による世界のコンセンサスのある水準での排出削減は法的な注意義務の内容と考えられてきています。

### 声を上げ始めた若者たち

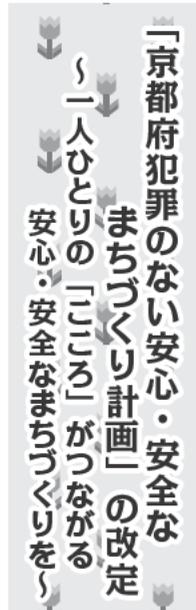
スイスの女性たちの平均年齢は七三歳。粘り強く戦い続けてきた強い意思は、孫たちへの思いによるものだと思います。IPCCは、二〇二〇年生まれの子どもたちは一九五〇年生まれの高齢者の四倍から七倍、気候変動

の悪影響を受けることを明らかにしています。気候変動は世代間格差の問題でもあります。

日本でも二〇二四年八月、中学生を含む一六人の若者が、日本の排出量の三割以上を占める火力発電事業者一〇社に対し、二〇三〇年に二〇一九年比四八%、二〇三五年に同六五%の削減を求める訴訟を名古屋地裁に提起しました<sup>1</sup>。これは、IPCCが最新の報告で、一・五℃の気温上昇を抑えるために必要としている排出削減の水準です。気候変動は、それほどまでにCO2排出削減の必要性が切迫しているのですが、そのことに気づいている大人たちはまだ少ないようです。声を上げ始めた若者の声に、応えていく必要があるでしょう。

1 [https://www.unic.or.jp/news\\_press/messages\\_speeches/sg/50592/](https://www.unic.or.jp/news_press/messages_speeches/sg/50592/)

2 若者気候訴訟 <https://youth4c.jp>



京都府文化生活部

安心・安全なまちづくり推進課

参事

高橋 香織

京都府では、平成一六年一二月に制定した「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」に基づき、施策を総合的に推進するための計画を翌年一七年一二月に策定し、以降、社会情勢や地域における防犯活動の状況を踏まえ、概ね五年ごとに内容を見直し、計画の改定を行ってきました。本年一二月には、条例制定からちょうど二〇年を迎えます。

条例において、「犯罪のない安心・安全なまちづくり」とは、「地域社会における府民、事業者及びボランティア団体による犯罪防止のための自主的な活動の推進並びに犯罪の防止に配慮した環境整備を、個人のプライバシーの保護をはじめ基本的人権に最大限の配慮をしつつ、府、市町村及び府民等の連携及び協力の下に行うこ

とをいう。」としています。

府民の皆さんと共に、京都府、市町村、警察、大学、企業、民間の支援団体などが協働して、犯罪のない安心・安全なまちづくりに取り組んできた結果、刑法犯認知件数は平成一六年の六三、五九三件から令和五年は一、八八五件と大幅に減少しました。

一方で、少子高齢化に加え、新型コロナウイルスの流行やデジタル化の進展などにより人々の価値観が大きく変化し、人と人とのつながりが希薄化する中、児童、高齢者、障害のある家族への虐待、DVなど、社会的に弱い立場の人が身近な人から被害に遭う事案が増加しています。

こうした犯罪の根底には、様々な要因による社会的孤独・孤立があることも少なくありません。そして、犯罪は新たな孤独・孤立を生み出します。これらの複雑かつ複合的な課題への対策には、領域を越えて行政、福祉団体、企業、NPOなどの関係機関が情報共有し、それぞれの強みをいかした課題解決のための体制構築が求められています。

京都府の計画は、「安心・安全なまちづくり」「再犯防止」「犯罪被害者等に対する支援」の三つの領域における施策を総合的に推進することとしており、それぞれの領域ごとに計画を策定する自治体が多い中、これは全国

的にも珍しく、本計画の最も大きな特徴といえます。そして、今回の改定では、領域を越えて次の重点項目を掲げています。

- ・ 犯罪の根底にある社会的孤独・孤立を防ぐ対策
- ・ 地域の実情に応じた活動・支援の担い手の育成及び  
コミュニティの活性化
- ・ デジタル社会に対応した犯罪対策及び教育の実施
- ・ 子ども・女性・高齢者等の安全確保及び被害等への  
重層的支援

これらは、全国的に共通する課題でもあり、国も様々な分野において、孤独・孤立対策、地域コミュニティ活性化、日々変化するデジタル空間の脅威への対策、支援が届きにくい困難や生きづらさを抱えた人への重層的支援体制の整備などを進めているところですが、その基盤となるのは、全ての人が安心・安全に暮らすことができる地域であり、人と人とのつながりであり、これらの実現には、ある特定の誰かやどこかが担うのではなく、私たち一人ひとりが互いの人権を尊重し、安心・安全なまちづくりのために不断の努力を行うことが不可欠です。

それは、難しいことではなく、まず自身の周りの人や地域に目を向けてみる、例えば、子ども達の見守りをしていただいているボランティアの方の、その活動の裏にある日々のご苦労に思いを馳せてみる。そして、「おはようございます。いつも、ありがとうございます。」と

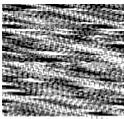
あいさつをしてみる。それぞれの生活の中で、そんなふうにほんの少しだけ踏み出してみることから、「つながり」が生まれるのではないかと思います。

計画の具体的な施策としては、これまでの枠組みにとられることなく、多様な関係機関が一体となって、犯罪被害者や家族の方が突然に直面する多くの課題に対しワンストップで支える体制の整備、困難や生きづらさを抱えた人が、社会の中で孤立することなく適切な支援につながるためのアウトリーチの活動などと合わせて、少しでも多くの人に情報を届けるための取組を推進していくこととしております。

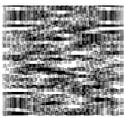
その一環として、犯罪の根底にある孤独・孤立をテーマに高校生視点で制作された計画の広報映像を配信しています。「夜を待っている人がいる。」「ふと、助けもいらいたくなる。」映像に込められたメッセージに触れていただき、自身と身近な人が安心・安全に暮らすことができるまちづくりについて考えていただくきっかけになればと思います。

PR 動画配信

「夜を待つ人」



「心の距離」



## 新地開発について考える



研究センター  
プロジェクトチームリーダー  
同志社大学文学部教授

小林 丈広

### 寛文新堤の造築

世界人権問題研究センターが現在地に移転して約一年。京都駅に程近い、京都最大の被差別部落のまっただ中、眼下に高瀬川を臨む、人権と歴史について考えるには、これ以上ない好立地である。

森鷗外が小説「高瀬舟」を発表するのが一九一六年（大正五）、高瀬川の舟運が廃止されるのが一九二〇年。角倉了以らが高瀬川を開削したのが一六一〇年代と伝えられるので、京都物流の大動脈はその三百年間の歩みを止めた。ちょうどその頃、都市計画事業の一環として、河

原町通を拡幅するか、木屋町通か寺町通か、沿岸の旅館や廃業した船頭、周辺住民を巻き込んだ論争が展開するが、結局、河原町通の拡幅に決まる。木屋町通の拡幅に決まれば、高瀬川は埋め立てられていたことであろう。舟運が廃止となった高瀬川に水を流す必要はないのであり、流し続けければ、浚渫や塵芥の回収、ときには悪臭対策も必要となる。埋め立ててしまえば、そうした費用は必要なく、京都市内に新たに活用できる土地が生まれる。そうした考え方もあったのである。

さて、この高瀬川と鴨川は高瀬川の北の起点である二条通から、並行して流れ下っているが、五条大橋のあたりでかなり近づく。とはいえ、現在は高瀬川と鴨川とはかなり高低差があるので、鴨川がよほどの大氾濫を起こさない限り、両川が一体になることはない。

ただ、こうした鴨川と高瀬川との関係は、寛文年間（二六七〇年前後）に鴨川に堤防が築かれてからのもので、それまでは、大水が出れば鴨川と高瀬川が一体化することは少なくともなかったものと思われる。とくに、五条大橋以南の高瀬川は鴨河原を流れていたといっても良いほどで、高瀬川沿岸に安定的に人が住むことはできなかった。

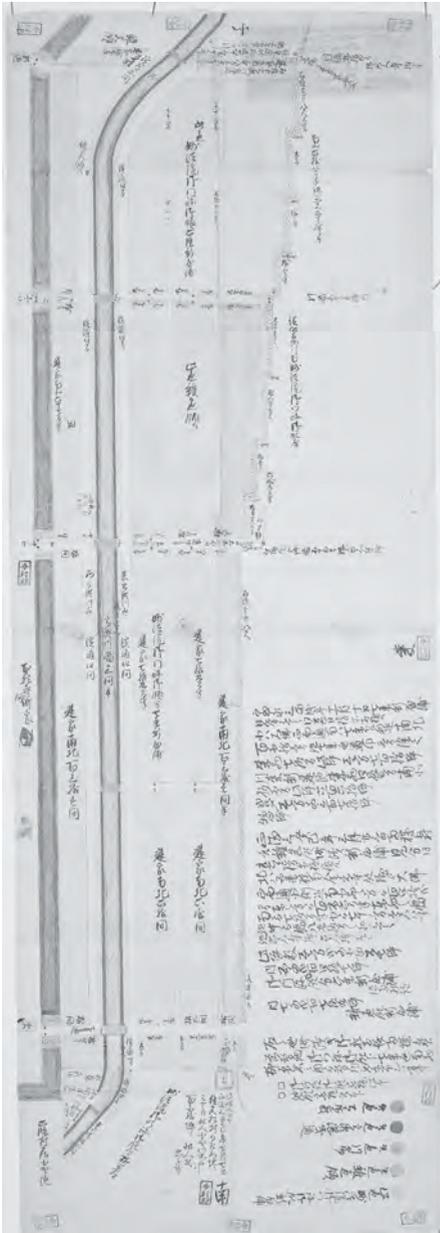
七条新地の開発と六条村の移転

寛文新堤は、繰り返される鴨川の氾濫から京都市民を守るという意味があったが、そのおかげで、沿岸に新しい住宅地（新地）を開発することが可能になった。図は、本研究で分析対象としている今村家文書に含まれるものであるが、これらの文書によって、鴨川と高瀬川の間、現在の五条大橋と七条大橋の間の経緯が詳しくわかるようになったのである。

当時、五条大橋は存在していたが、七条通には常設の

橋は架かっていなかった。七条通は妙法院（方広寺や三十三間堂などを包摂する寺院群）で突き当たりとなっており、人通りが多いとはいえなかったが、この地域一帯の領主妙法院は新たな収入源を求めて新地開発を進めようとしていたのである。新地開発は七条通から北に向かって進められ、まずは七条新地が造成された。一七〇〇年代（宝永年間）のことである。

ところが、七条新地の開発が進むと、その北に被差別民集落があることが問題となる。妙法院としてはさらに開発を進めたいところであったが、被差別民には皮革業



七条新地町々家建物絵図

や警刑吏役のような公務など固有の存在意義があり、単に立ち退きを求めれば済むというものではなかった。移転先を含め、町奉行所や被差別民との交渉が必要であり、それぞれが納得できる計画が求められたのである。

その結果、被差別民は七条通のすぐ南に移転させられることになり、その跡地も新地開発の対象となった。移転させられた被差別民集落は、七条通よりも南にできたにもかかわらず、故地にちなんで六条村と呼ばれ、それが現在世界人権問題研究センターが立地する被差別部落の最初の核となった。

### 七条新地の遊所化

一七一〇年代（正徳年間）、七条新地の北に六条新地が開発され、六条村が七条通の南に移転させられると、さらに北に向けての開発が検討される。一七五〇年代（宝暦年間）に行われた五条新地（橋下）の開発がそれで、七条新地の開発から半世紀かけて五条大橋までの新地開発がなされたのである。

こうして開発された新地は、本来、新しい住宅地という意味であり、実際には開発者が家賃収入を目的として建築した借家群であった可能性が高い。領主である妙法

院は、開発者から地代を受け取っていたのである。

江戸時代の京都では、市街地に隣接した寺社の境内や門前において、こうした地代目的の開発が行われており、建仁寺領については小出祐子氏の研究が、その一連の経緯を明らかにしている（『江戸時代の京都建仁寺境内における新地開発―六波羅新地の成立と借屋の形成―』『京都という地域文化』雄山閣、二〇二〇年など参照）。ただ、その研究によれば、開発された新地が必ずしも借家人で埋まるわけではなく、また高い家賃収入が保証されているわけでもない。結果的に、小規模で粗末な長屋群ができたり、空き地が目立ったりした。本来、都市の商業活動を支える商人や職人の入居を期待していた借家群であるが、次第に貧民窟のようになっていくのは避けられなかった。あるいは、売春を目的とする安宿とわかっていても借家を貸すこともあったであろう。新地が遊所と同義語のようにみなされるようになるのは、そうした事情があったと考えられるのである。七条新地もその例に洩れることはなかった。

坂本龍馬が、のちに妻となるお龍と出会ったのは、七条新地の扇岩という宿屋だったという。父親を亡くしたあと、お龍の一家はあちこちで手伝いや奉公をして世過ぎをしており、新地にはそうした働き方をしている者も

多かった。

## 七条新地の近代

江戸時代の京都の特徴は、新地に展開した遊所の肥大化であり、社寺への参詣客や坂本龍馬のような志士、富裕な市民などがその繁盛を支えていた。明治維新直後の京都府は、そうした実態を問題視し、女紅場を設けて、遊所で働いている女性に読み書きや裁縫などの技術を伝えようとしたが、次第にそれも形骸化し、芸能を伝習する場に変貌していった。

もともと、七条通より北側の一画を意味していた七条新地であるが、その北の六条新地、さらにその北の五条橋下までもが遊所化すると、五条通、鴨川、七条通、高瀬川に囲まれた一帯を七条新地と呼ぶようになった。

昨年度、筆者のゼミで卒業論文を提出した釜ヶ沢みどり氏によれば、近代京都の遊廓の中でも、芸妓が多かったのが上七軒、祇園甲部、先斗町などで、娼妓が多かったのが七条新地、五番町などであった、また、もともと娼妓が多いとはいえなかった島原も、一九二〇年代から増え始め、宮川町をしのぐようになる。これらの地域の中でも、七条新地の娼妓の増加は顕著で、一九一〇年代

には八〇〇人を超え、一九二〇年代には一、四〇〇人に迫ったという。多くが子供の頃に身売りされてきたと考えられるのに、地元の小学校ではとくに女子児童が増えている様子はなかった。女紅場で目指そうとしていた遊所の女性に対する教育は、時代が変わってもなかなか実現しなかったのである。

また、一九二〇年代以降、京都にもカフェーやダンスホールなどが増え始めると、木屋町通や河原町通などの繁華街では雇仲居（やとな）や「カフェーの女給」による性的サービスが広がった。娼妓がほとんどいなかった先斗町には雇仲居や女給が進出し、娼妓が多かった七条新地には雇仲居は進出できなかつた。しかし、格式や行儀作法を仕込まれて育った芸妓や娼妓は、女給の接客態度に批判的であり、それぞれの客層も異なっていたのである。

さて、以上のような歩みを持つ七条新地であるが、戦後の売春防止法の影響は大きかった。しかし、売春防止法によって姿を消したのは娼妓だけでなく、娼妓の一部は、芸妓や雇仲居、女給などに姿を変えて生き残ったのである。

## 総務省における偽情報対策等に関する議論のレビュー



研究センター専任研究員

上本 翔大

### 一．序として

総務省の有識者会議「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」が二〇二四年七月一九日、デジタル空間における情報流通を巡るリスク・問題に対応するための具体的な方策等を示した「とりまとめ(案)」を公表した。本稿では、本「とりまとめ(案)」の概要を紹介することとしたい。

### 二．「とりまとめ(案)」の概要

本「とりまとめ(案)」は、「はじめに」と「おわりに」の他、全六章からなる。まず、情報伝送プラットフォーム(PF)や広告仲介サービスは国民生活に広くかつ深

く浸透しており、今後もAR(拡張現実)やVR(仮想現実)等が普及していくことが予想される中で、デジタル空間における情報流通を巡っては、「表層上の」リスク・問題(偽情報やなりすまし型「偽広告」等)、これをもたらず「構造的な」リスク・問題(アテンションエコノミー等)、両者を「加速化」させるリスク・問題(生成AI等の新たな技術やサービスの進展・普及等)が生じていることが紹介される(第一章)。しかし、日本では、これらのリスク・問題に対する各ステークホルダーの自主的な対応状況は全体として十分でなく、ステークホルダー間におけるこれまでの連携・協力も芳しくない(第二章)。これに対して、諸外国等では各ステークホルダーが連携・協力し、有効な対策の検討・実施が行われている例もあり、わが国も危機感を持って対処することが求められる(第三章)。

続く第四章では、前述のリスク・問題に対応するためには、デジタル空間における情報流通に携わる各ステークホルダー間でデジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた基本理念を明確化・共有すること、その上で、各ステークホルダーが担うべき役割や、リスク・問題に対応するための具体的な方策を検討することが必要であるとされ、第五章において、情報流通過程全体に共通する高次の基本理念、情報の「発信」・「伝送」・「受信」

の各過程で実現すべきより具体的な理念及び各ステークホルダーに期待される役割が示されている。

最後に、第六章では、デジタル空間における情報流通を巡るリスク・問題への対応の基本的な考え方及びそれらに対応するための総合的な対策が提言されている。総合的な対策の一つである「制度的な対応」について敷衍しておく、偽・誤情報につき、情報伝送PF事業者に対して削除基準の事前の策定・公表、それらの運用状況の事後的な公表を求めるような方策の具体化を進めることが適当であるとされたほか、違法な偽・誤情報（権利侵害情報や行政法規抵触情報）につき、情報伝送PF事業者に対して被侵害者や行政機関からの申請に基づく迅速な対応（投稿の削除等）を求めるような方策の具体化を進めることも適当であるとされている。また、違法な偽・誤情報を繰り返し発信する者のアカウントの削除等を求める方策や、情報伝送PF事業者が自社のサービスが与える将来にわたる社会的影響を事前に予測し、それを軽減するための措置を確実に実施するように求める枠組みの具体化を進めることが適当であるとした。他方で、利用者の表現の自由を実質的に制約するおそれがあることから、情報の削除やアカウントの停止・削除の実施を罰則付きで義務付けることには慎重な姿勢を示している。このほか、違法・不当な広告につき、対象とする違

法・不当な広告の特性・性質（権利侵害性その他の違法性・有害性、流通することによる社会的影響の重大性）等に応じた措置を講じることが適当であるとされている。

### 三. 跋として

本「とりまとめ（案）」は、デジタル空間における情報流通を巡るリスク・問題に対応するための新たな一歩を進めるものであり、その資料的価値も高い。だが、本「とりまとめ（案）」の中には、「更なる検討が必要である」と留保された箇所も数多く残されている。デジタル空間における情報流通を巡るリスク・問題は簡単に決着できるものではないため、今後も継続して検討を重ねていく必要があるだろう。

〔付記〕 本稿脱稿後の九月一〇日に、「とりまとめ（案）」に対するパブリックコメントを踏まえた「とりまとめ」が公表された。内容面での大きな修正点はないが、構成面が変更されている。また、本稿は電気通信普及財団の助成を受けたものである。

## 消えた全国水平社創立大会発言者 吉崎民之輔研究メモ



柳原銀行記念資料館事務局長

山内 政夫

初めに

全国水平社は一九二二（大正一一）年三月三日京都岡崎公会堂にて創立大会を開催した。創立大会は南梅吉、阪本清一郎、桜田規矩三、駒井喜作が朗読提案し、全国水平社の活動が開始された。その後各地区の代表者一三名が演説をおこない、その後「自由」に発言させる場があった。その場で東七条の住民の「吉崎民之輔」（以下民之輔と云う）が発言したと京都府警察部長（特高警察）中野邦一がまとめた「水平社ニ対する今後ノ対策ニ就いて」の中で民之輔の発言を記録している。「露国の猶太人はパンを与へられざる迄に虐待を受けたので遂に革命をとげた。日本の猶太人たる我等も今にして解放せられ

ざれば如何なる爆発するかも知れぬ」と。しかしこの発言を最後に民之輔は突如消えてしまふ、民之輔とは何者なのか。わずかに残る地元崇仁小学校の資料を中心に考えてみよう。

一 吉崎民之輔の活動について

民之輔は一八八九（明治三二）年三月一日、東七条（現崇仁地区）上之町で誕生する。一九一九（大正八）年東七条青年団第一区支部長となる（東七条北部青年団団長）。

一九二〇（大正九）年同地区の正覚寺に於いて生活改造講演会を開催した。荒畑寒村らに近い立場の「六日倶楽部」の会員であった。民之輔は開会の辞で柳原町の不正家主や暴利を貪る人々を攻撃し、彼らの反省と町民の覚醒を促した。

二 上田荘吉差別発言事件

また上田荘吉議員が市会開催中に、その活動を巡って、一九二二年二月一三日、下京区選出の鈴木議員に向かい「貴様等の穢多村には居ないから」と発言した。これを柳原町民の憤慨と「大阪毎日」が報道し、世間に知れる事になる。さらに「大阪毎日」は上田発言に「京都市内柳原、田中方面の住民が憤慨し、発言は我々を侮辱したものだ、差別撤廃を標榜する生活改造会を中心に、一五日夜東七条上之町吉崎宅に田中村、野口村の同志十数名会合し、謝罪を求め、応ぜざる時は最後の手段に出ると

息巻いている。」と報じた。

### 三 崇仁小学校資料から

崇仁小学校は戦前から「同和教育の源流」と呼ばれた。それに伴って多くの資料を学校に残している。その一部に「伊東一五、一」とのラベルが貼ってある。「匿名組合都フィルム製作所・社会教育活動協会趣意」と記される資料を発見した。縦一五センチ、横二五センチぐらいの薄い紙である。中身は設立の趣意、呼びかけのメンバーは、理事五名、特別顧問一名、名誉顧問一三名、協賛員四三名。その理事の中に吉崎民之輔の名前がある。

名誉顧問には一三名、主たる人物は貴族議員若林齊藏、京都知事池松時和、滋賀県知事堀田義次郎、京都市長馬淵鋭太郎、京都府警察部長中野邦一、滋賀県警察部長水上七郎、そうそうたる人物が並ぶ。残念ながら「趣意」には年代が記されていない。名誉顧問として貴族委員の若林や、池松、馬淵が揃い、名前が連ねる可能性があるのは全国水平社創立の次の年の一九二二（大正一二）年である。全国水平社創立の次の年に民之輔は部落改善や労働運動から外れて特高警察の中心人物の中野邦一らと行動を共にする事を選んだ事は間違いない。

### 四 満洲映画へ

民之輔の長男から話を聞くことができた。①「父は満洲映画の監督をし、いくつかの作品も残している②終戦の二年前に引き上げて、ここに住まいした③父からは崇

仁の事は聞いてはいたが④水平社の事や労働組合の事は知らなかったと証言された。

### 五 終わりに

民之輔は全国水平社の創立大会に参加し、地元青年団の団長につき、社会主義にも接して、大会では過激な発言した。その翌年の一九二二（大正一二）年に「フィルム協会」の趣意を伊東校長に届けて、次は満洲映画の監督をし、終戦の前に満洲から引き揚げて、京都に住み着く。朝田善之輔が「国家権力は飴と鞭を使い分けた。屈しないものには弾圧を加え、懐柔できるものは懐柔した」と述べている。当時の解放運動はいつも厳しく、常に国家権力との対峙であつた。民之輔がどのような道を選択して、どう進んだのかは分からないがこれからも考えていきたい。

### 参考文献

京都地方労働運動史（京都地方労働運動史編集会）

水平社創立の研究（鈴木良）

差別と闘いつづけて・部落解放運動五〇年

水平運動の無名戦士（部落問題研究所）

柳原銀行記念資料館第二七回特別展図録

崇仁小学校資料

## 「いじめ」は日本でも 国際社会においても大きな課題



研究センター 専任研究員

有江 ディアナ

### 【はじめに】

二〇二四年六月、小学校に通っていた生徒は「いじめ」が原因で登校できなくなり、心身に不調をきたしたとして元同級生二人を相手取り損害賠償を求めた民事訴訟の判決が下された。京都地方裁判所は、元同級生らが当該生徒の机から無断で持ち物を取り出し、壊した行為を「所有権を侵害し悪質」と指摘し、当該生徒の主張の一部を認め、精神的苦痛に対する慰謝料の支払いを命じた。一方、小学生は未成熟で、当該生徒の身体的特徴をからかい、悪口を言った行為については、社会通念上許される限度を超えた不法行為ではないとした(京都地判令和六・六二二六、LEX/DB文献番号二五六二〇六六三)。この判決から、本稿では、「いじめ」について考えてみたい。

具体的に、現行制度と定義について確認していく。

### 【いじめの実態といじめ防止対策推進法】

二〇二三年度に文部科学省が公表した「令和四年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は六八一、九四八件で、いじめを認知した学校数の割合は八二・一%となった。このうち、いじめが疑われる自殺や長期欠席等の重大事態の件数は九二三件と前年度に比べ三割増と過去最多となった。

いじめに関する法律には、いじめ防止対策推進法がある。二〇一一年に大津市の中学二年男子生徒がいじめを苦に自殺したのをきっかけに制定され、二〇一三年に施行された。同法第二条において、いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。また、同法第二八条第一項に「重大事態」を規定し、学校や教育委員会に対し、速やかに事実関係を調べ、被害者側に適切な情報提供をすよう定め、文部科学省は二〇一七年に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定している。

### 【いじめの定義について】

いじめの定義について調べてみると、今からおおよそ

四〇年前の一九八五年、当時の文部省は初めていじめに関する調査を開始し、翌年、いじめとは「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童等、いじめの内容等）を確認しているもの」との定義を示した。その後、いじめ自殺事件が社会問題化し、一九九四年には定義が一部変更された。さらに、二〇〇六年にはいじめの実態をより適切に把握するため定義が大幅に変更され、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、「いじめられた児童等」の立場に立つて行い、先述の定義の中の「一方的に」「継続的に」「深刻な」の文言が削除された。そして、現行法の定義上の「心理的又は物理的な影響を与える行為」を具体的に示したものが、「いじめの防止等のための基本的な方針」において、①冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる ②仲間はずれ、集団による無視、他に暴力や金品をたかる等と八つの「いじめの態様」が示されている。これらは、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織に情報共有する必要がある。

### 【いじめは国際社会においても大きな課題】

いじめは、世界でも子どもに関連する重要な課題とされる。仲間はそれを含む社会的排除やインターネットを含むいじめは、身体的、心理的、社会的な危害を与え、直接的、間接的に子どもの権利の実現、健康、情緒的な

幸福、学業に悪影響を及ぼすことから、高い関心を寄せしており、二〇一四年以降二年おきに、一二月に開催される国連総会において、「子どもたちをいじめから守る」決議が採択されている。最も直近の決議は二〇二二年一二月のものである。(A/RES/77/201) また、二〇一八年の決議を機に国連加盟国は、持続可能な開発目標(SDGs)の目標四の「質の高い教育をみんなに」の実施にあたり、過去二年間にいじめを経験した生徒の割合(属性別)を測定することとなっている。

### 【終わりに】

いじめであるか否かを判断するにはいじめられた児童等の立場に立つことが求められている。冒頭で紹介した事案は、いじめをした側も当時小学生だったことから、人格的に未成熟で、不愉快な思いをさせた言動を直ちに不法行為法上違法とすることはそぐわないとしたのであろう。しかし、生まれ持った身体的特徴を含む特性に対するからかい、悪口は、先述のように、いじめに該当しており、いじめは身体的、心理的な危害を与え、様々な権利の実現を阻む人権侵害であり、社会通念上許されるべきではない。金銭的な賠償ではなくとも、教育的な指導や海外のように精神科医のもののカウンセリング等を課す対応の検討が必要ではないだろうか。

## 大学における ダイバーシティ推進とSOGI



研究センター研究員  
大阪公立大学人権問題研究センター教授

新ヶ江 章友

二〇二四年四月より、「障害者差別解消法」に基づき、

事業者による障害のある人に対する合理的配慮の提供が義務化された。一方で、この法が施行された二〇一六年より、障害のある学生に対して合理的配慮を早い段階から提供している大学が多く、学内におけるダイバーシティ推進もあわせて進められている。その合理的配慮を、障害だけではなくと広く捉える一環として、SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity) に対する取り組みも、近年多くの大学で行われるようになってきている。

筆者が所属する大阪公立大学は、二〇二二年より大阪

府立大学と大阪府立大学が統合してできた新しい大学であるが、開学後すぐに「大阪公立大学ダイバーシティ宣言」を発表した上で、アクセシビリティセンターを設置し、障がいのある学生やSOGIに関連する困難を抱える学生のための施策を展開している。その際、「大阪公立大学障がい学生支援ガイドライン」と「大阪公立大学SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity) の多様性と学生生活に関わるガイドライン」を作成した。歴史も文化も異なる二つの大学の統合は大きな困難を抱えているが、開学後二年が経過した現在、手探り状態で事業を進めているところである。

大阪公立大学では二〇二五年に大阪城公園横の森ノ宮に新たなキャンパスが誕生するが、SOGIに関連する施策として、新キャンパスのトイレの一部をオールジェンダートイレとして設置する予定である。これは、大阪府立大学で以前から活動していたフダイバーシティという学生サークルが、大学への要望をもとに実現した。このように学内でのSOGI施策の推進においては、教職員のみならず、学生の参加も不可欠である。このように、学内でのSOGI施策を積極的に推進している大学においては、学生が学内施策に積極的に関与している事

例が多く見受けられる。例えば、四月末から五月初めあたりに毎年開催されている東京レインボーパレードでも、近年、多くの大学のブース設置が見られるようになってきた。大学間で連携しながら、様々な情報共有や調査研究を行いつつ取り組みを進められている。

しかしその一方で、大学におけるSOGI施策には難しさも抱えている。私が所属していた統合前の大阪市立大学にはLGBTQ+の学生で活動をしているサークルがあった（現在は大学統合によって名称を変更している）。当初、私もそのサークルの学生との交流があったが、当時、サークルで活動している学生の中でも、周りの友達にカミングアウトしているものもいれば、全くカミングアウトしていないものもいた。カミングアウトをしている学生は、私が担当している「クイア・スタディーズ入門」という全学共通教育科目の授業で、学生サークルの宣伝をしてサークルへの参加を呼びかけていた。しかし、カミングアウトをしていない学生は、自分がサークル活動に参加していることすら知られたくないと思っており、特に、所属する研究室で自分のセクシュアリティが知られることを極度に恐れているものもいた。したがって、LGBTQ+の学生も多様であり、その点を配

慮した取り組みが必要である。

学内で発生するSOGIに関連した問題としては、教員によるLGBTQ+に対する差別的発言などがあげられる。近年、SNS上でのトランスジェンダーに対する差別が大きな問題となっているが、正しい知識がないまま授業でトランスジェンダーに関する不用意な発言を教員がすること、当事者の学生からクレームが出ることもある。この場合、アクセシビリティセンターのみならず、ハラスメント相談室や人権問題研究センターなどとも連携し、守秘義務に配慮しながら情報を共有しつつ、対応について検討を行ってきた。今後、教職員に対するSOGIに関する研修もさらに充実させていく必要がある。

学生に対しては、誰もが大学で自分らしく生活し学ぶ権利があるということを認識させる必要がある。そのため、人権に関する教育の充実が不可欠であると言えるだろう。大学は、大学を卒業してからも人権やダイバーシティに関する大学での学びを社会で活用できるような人材を育成していくことが、今後ますます求められるであろう。

## 企業による人権保障の 発展プロセス



研究センター専任研究員

井上 良子

### 一 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」が目指した世界観

二〇一一年に国連で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則（以下、指導原則）」は、これまでの国際規範のパラダイムを大きく転換し、国家に対して人権保護義務を課すだけでなく、企業をも名宛人として企業の「人権尊重責任」を規定した点で画期的です。そのため、実務的には、企業が具体的にどのような内容・範囲でその責任を負うべきか、また、国際法の観点からはソフトウェアとしての規範性に関する議論等が重ねられてきていますが、指導原則の産みの親である故ジョン・ラギー氏が、その起草過程において、国際政治学者としての知見

をもとに「多中心的ガバナンス」という考え方を打ち出した点は、一般的にはあまり知られていないかもしれません。

指導原則が採択される以前、企業活動のグローバル化に伴う環境や人権への負の影響を実効的に規制する制度が国際社会で欠如している「ガバナンスギャップ」の問題に対して、国連での議論は、企業活動の法規制を強化していく「強制的アプローチ」と企業の自発的な行動に期待する「自発的アプローチ」が対立していました。ラギー氏の提唱した「多中心的ガバナンス」は、それらの対立的な二元論を超えて、国家（政府）、企業、市民社会等の多様なステークホルダーが人権保障に向けて異なる役割から貢献し、相互に補完し合うことを目指したのです。

### 二 人権尊重に関する企業の二面性

このような指導原則の世界観において、企業には、指導原則や国際規範等の規制対象となる側面と、企業活動の中で人権尊重を推進する主体としての側面という二面性がある点に着目すると、企業活動による人権への負の影響をできる限り軽減する取り組みに加え、多様なステークホルダーとも協働した、より積極的な企業の取り組みを促進していくことが重要です。法的な規制対象と

なる側面では、国際的なルールを守らなければ損失を被るといふインセンティブが働き、人権対応を「コスト（経済成長を妨げるもの）」と捉える志向になりやすいのに対し、推進主体の側面では、人権尊重を経営に落とし込むことで、ビジネス（企業利益）にプラスに働くという、企業がより積極的に取り組みややすい動機につながります。そのため、企業の人権尊重の促進主体としての側面に焦点を当て、具体的にどのような他のステークホルダーと協働し、どのような形で（ビジネス上の利益も得ながら）人権尊重を促進していけるかについて、その貢献のあり方を以下に整理してみたいと思います。

### 三 企業による人権保障の発展プロセス

企業活動により人や環境などに害を及ぼさないために、指導原則上求められる人権デュー・デリリジェンスや従来からのコンプライアンスの強化等に取り組み、ステージ1を出発点とすると、人権尊重を経営や事業に統合することで企業の新しい価値創出につなげるステージ2、自社利益の追求にとどまらず、業界全体で共通水準の向上や協業体制の構築を推進していくステージ3という発展プロセスとして整理できます。ステージ1では、企業活動の影響を受ける個人や地域社会等に損害を及ぼさないことが最低ラインとして目指されますが、ステージ2では人権尊重をベースにした経営による事業機会や

価値の創出という企業利益の拡大、そしてステージ3では業界や社会全体にプラスの影響を与え、社会の構造的な課題解決に貢献することが求められます。

先進的な企業による具体的事例を見てみると、ダイバーシティ&インクルージョンに加えて「エクイティ（公正）」を社内施策に盛り込む、女性特有のヘルスケア課題や障がい者のニーズに対応した製品開発、複数の社会課題を解決するビジネスモデルの構築、調達ルートやサプライチェーン全体で人権リスクに対応したプロジェクト（例：プレオーガニックコットン、フェアカカオプロジェクト（例：プロジェクト2に該当します。さらに共通の水準（例：フェアトレード認証マーク）を設定しルールを形成すること、関連する多様なステークホルダーと協働するためのプラットフォーム構築（例：サステナブルカカオ、持続可能なパーム油のための円卓会議など）、既存の制度変革を促す動きや政策提言等がステージ3の具体例です。このようなプロセスとして整理すると、人権尊重への貢献度を高めていくこうとするほど自社だけにとどまらず、ラギー氏が描いていた相互補完的な世界観に基づく他社やマルチセクターでの協働が重要になってくると言えます。

## 世界人権問題研究センター 人権図書室のご案内

人権図書室（開架）は研究者の方だけでなく、どなたでもご利用いただけます。

人権図書室では、国際人権や同和問題、ジェンダー平等など、国内外の人権問題に関する書籍・雑誌・資料や話題の新刊など、2万冊余を所蔵しています。

幅広い人権問題について分かりやすく配備し、新着本コーナーも設けています。

また開架書庫には専門的な資料を所蔵し、一般公開はしていませんが、ご希望の資料をご提供できるよう担当者がお手伝いさせていただきます。



【開 室】月～金（平日） 【開室時間】 10：00～17：00（12：00～13：00は閉室）

【お休み】土曜・日曜・祝日・年末年始（12月28日～1月4日）

【提供サービス】 閲覧・レファレンス 担当者が資料検索などをお手伝いいたします  
複写（有料）

貸出（賛助会員・一般図書会員のみ）

【一般図書会員】 登録制で、図書の貸出サービス（2週間3冊）が受けられます。  
登録料は無料です。



ブックリスト蔵書検索



世界人権問題研究センター  
ホームページ

GLOBE118号（2024年7月）の13ページに誤りがありました。  
お詫びして、訂正いたします。

誤：吉田茂氏

正：芳田茂氏

## シリーズ「京都市立芸術大学」

### №3 「伊藤記念図書館」と「芸術資料館」



#### 「伊藤記念図書館」

本学の教育・研究に必要な図書・研究資料を収集、保存、管理し、教職員及び学生の利用に供することを目的として設置しています。

また、市立大学であることから、京都市内に在住または通勤されている方は、館内で閲覧していただくことができます。

蔵書は、芸術に関する専門的図書、雑誌を中心に約14万冊に及んでおり、小合文庫、長崎文庫、高山文庫など特色のあるコレクションも揃っています。

本図書館に名前を冠する伊藤謙介氏からは、環境整備及び図書資料等の充実のために多額の御寄付をいただきました。

ここには、読書を通じて人々の感性が豊かになり、京都市の文化芸術の基盤がより厚く、強くなってほしいとの思いが込められています。

本学としてはその御厚志に敬意を表し、末永く顕彰するものです。



#### 「芸術資料館」

平成3年（1991）京都市立芸術大学に設置された大学博物館で、美術系博物館に分類されます。博物館法第29条による博物館相当施設の指定を受けており、本学の博物館実習の受入施設となっています。

所蔵品は、学生の卒業作品と旧教員の作品及び美術工芸に関する参考資料で構成されています。

明治13年（1880）に開校した京都府画学校以来の140年を超える歴史を受け継ぎ、写生や粉本を含めた総数は約4,300件に上ります。

展示室は大学C棟1階にあり、収蔵品を中心にテーマを設定して展示を行います。

京都と本学の歴史に根差した調査研究活動を通じて、積極的に作品と関連資料の収集を行い、近世から現代に至る貴重な資料の保存機関として、また市立の芸術大学としての責務を果たすため、社会への還元をめざしています。



<https://www.kcuu.ac.jp/>

（文責：京都市立芸術大学事務局）

# 世界人権問題研究センター 創立30周年 記念シンポジウム

世界人権問題研究センターは、本年11月で創立30周年を迎えます。これを機に、京都府市民をはじめ多くの方々に人権問題に関する理解をより深めていただく機会となるよう下記のとおりシンポジウムを開催します。みなさまのご参加をお待ちしております。

2024  
日時 12/9 月

午後1時30分～5時 ※午後1時30分～2時50分は記念式典を開催  
午後3時～記念シンポジウム

場所 からすま京都ホテル 3階「瑞雲」  
(地下鉄烏丸線「四条」駅下車6番出口すぐ)

※入場無料(定員300名)

- ・当日来場可。但し事前申込を優先いたします
- ・事前申込はメール、電話、FAXでお名前、ご連絡先をお知らせ下さい

1994

2024

手話・要約筆記あり

式典 主催者挨拶/来賓祝辞/安藤仁介賞授賞式/感謝状贈呈式/記念講演(京都市立芸術大学学長 赤松 玉女)

シンポジウム テーマ:国際人権を日本国内の隅々に生かすために一国内人権委員会への展望

## 概要

現在の国の実定体制のどこが問題か、裁判制度だけでなく、行政機関、地方自治体にも、国際人権を浸透させるために、どのような制度が必要か。  
条約実施のフォーカルポイントとして先進的な経歴を有している障害者政策委員会や、もともとは先進的だった男女共同参画会議はどうか、といった観点を見直しながら、今なお国内人権委員会のない日本の現状について、第一線で活躍するパネリストをお招きし、議論を展開します。

## 開会挨拶

坂元 茂樹 (世界人権問題研究センター理事長、神戸大学名誉教授)

## パネリスト

伊藤 和子 (認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウ副理事長、弁護士)  
三輪 敦子 ((一財)アジア・太平洋人権情報センター所長、関西学院大学総合政策学部長)  
山田 陽子 (元国連女性差別撤廃委員会委員長、弁護士)  
山田 美和 (日本貿易振興機構アジア経済研究所新領域研究センター上席主任調査研究員)  
小川 政治 (日弁連政府から独立した人権機関実現委員会事務局長、弁護士)

## コーディネーター

小畑 郁 (元国連人権理事会諮問委員会委員、名古屋大学大学院法学研究科教授)

## コメンテーター

北村 泰三 (中央大学名誉教授)  
薬師寺 公夫 (世界人権問題研究センター副理事長、立命館大学名誉教授)



坂元 茂樹



伊藤 和子



三輪 敦子



林 麗子



山田 美和



小川 政治



小畑 郁



北村 泰三



薬師寺 公夫

主催:公益財団法人世界人権問題研究センター  
共催:京都市・京都市・京都商工会議所  
後援:京都市教育委員会・京都市教育委員会・京都新聞・朝日新聞京都部局・毎日新聞京都支局・読売新聞京都部局・産経新聞京都部局・日本経済新聞社京都支社・NHK京都放送局・KBS京都

## お問い合わせ・申込先



### 公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒600-8206 京都市下京区下之町57番地1 京都市立芸術大学内 A棟7階 TEL 075-585-5897 FAX 075-585-5899  
[E-MAIL] jinken@khrii.or.jp [URL] https://khrii.or.jp/